

事務連絡  
令和4年12月27日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

年末年始を見据えた国民の皆様への呼びかけについて（周知のお願い）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、12月23日に「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」を開催し、直近の感染状況や医療提供体制の状況を確認しました（参考9参照）。冬場は新型コロナ以外の疾患の患者が増える時期でもあり、救急医療も含め、例年医療提供体制に負荷がかかることに加えて、年末年始は医療機関の診療体制が通常とは異なります。

このため、保健医療提供体制の確保に万全を期すとともに、発熱患者等に対する相談体制（受診・相談センター、#7119、#8000）等の周知や休日夜間急患センター・在宅当番医制についての都道府県のホームページでの周知等の取組を進めているところですが、タスクフォースとして、重症化リスクが低い方の自己検査や地域の健康フォローアップセンターの活用を、より積極的に呼びかけていくことを確認しました（参考10参照）。

なお、新型コロナの感染状況は地域差があることから、地域によっては、より強いメッセージも含め、地域の実情に応じた適切な発信をお願いすることとしています。

このため、従来の呼びかけの段階は維持しつつ、貴会におかれましては、年末年始において、10月28日に取りまとめた周知用リーフレット（参考5，6参照）を用いて、次の点について積極的に情報発信をお願いいたします。

- ・ 国民の皆様におかれては、年末年始に、同時流行や感染拡大が生じた場合、一時的に発熱外来にかかりにくい状況が生じることも懸念されます。
- ・ 引き続き、ワクチン接種をお願いするとともに、国が承認した新型コロナ抗原定性検査キット、解熱鎮痛薬を早めに購入しておくこと、電話相談窓口などの連絡先の確認等の準備をお願いします。
- ・ 重症化リスクの低い方については、既にご協力をいただいているところですが、重症化リスクの高い方や子どもを守るためにも、新型コロナ抗原定性検査キットによる自己検査や、地域の健康フォローアップセンターの活用を重ねてお願いします。

- ・ 受診を迷った場合や、症状が重いなど受診を希望する場合には、地域の受診・相談センターにお電話いただき、かかりつけ医・発熱外来の受診や、電話診療・オンライン診療をご検討ください。
- ・ 併せて、日ごろから体温や健康状態のセルフチェックをしていただくとともに、適切なマスクの着脱、手指消毒、換気などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。また、全国の無料検査拠点での検査が拡充されます。帰省される際はぜひご活用下さい。

厚生労働省としても、こうした内容は、現在、テレビCMの放映やネット広告も行っており、ウェブサイトやSNS等も含め、引き続き積極的に広報を行ってまいります。

また、年末年始に向けて、救急外来や救急車の利用に関するリーフレット（年末年始版）も作成しました（別紙）。貴会におかれましては、御了知の上、関係各所への周知、また、ウェブサイトやSNS等を通じた周知に格別の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。また、本リーフレットに掲載されている「救急車利用マニュアル」（参考12参照）は、急な体調不良やけがに備えてあらかじめ確認しておくことが有益であり、本リーフレットと一緒にマニュアルを周知することもご検討ください。

なお、今後、感染拡大により医療のひっ迫が懸念される状況が生じた場合には、より強い呼びかけとして、「医療機関が速やかに受診できない状況が発生しており、重症化リスクの高い方を守るため、重症化リスクの低い方に一層の御協力をお願いしたい。ただし、我慢しすぎて重症化することも懸念されるため、体調変化時など迷った時は、相談窓口に躊躇なくご相談いただきたい」旨や、「救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限ることについて、より緊急性の高い方を助けるために、ご協力をお願いしたい」（参考11のリーフレットを使用することが想定されます）旨についても、行ってまいります。この参考11のリーフレットについては、感染拡大により医療のひっ迫が懸念される状況になった際のみ用いることを想定しており、それ以外の場合に用いることは想定していませんので、念のため申し添えます。

（参考1）新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応  
（厚生労働省特設ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html)

（参考2）新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース開催要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002380.pdf>

（参考3）新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001000988.pdf>

（参考4）新型コロナ・インフルエンザの同時流行を見据えた感染状況に応じた

## 国民の皆様への呼びかけ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002492.pdf>

(参考5) 重症化リスクの高い方（高齢者・基礎疾患を有する方・妊婦）、小学生以下の子どもと保護者の方向けのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001006234.pdf>

(参考6) 重症化リスクの低い方向けのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001006235.pdf>

(参考7) 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884713.pdf>

(参考8) 直近の感染状況等を踏まえた国民の皆様への呼びかけ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001014600.pdf>

(参考9) 直近の感染状況及び医療提供体制の状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001029437.pdf>

(参考10) 年末年始を見据えた国民の皆様への呼びかけ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001029681.pdf>

(参考11) 救急外来や救急車の利用に関するリーフレット（医療ひっ迫時版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001029676.pdf>

(参考12) 救急車利用マニュアル（消防庁ウェブサイト）

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post2.html>

### 【別添】

「年末年始を見据えた国民の皆様への呼びかけについて（周知のお願い）」（令和4年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

# ～年末年始に向けた皆さまへのお願い～ 冬場は救急医療も含め、医療体制に負荷がかかります。 特に年末年始は診療体制が通常とは異なります。

## 急な体調不良やけがに備えて **チェック!**

### あらかじめ「救急車利用マニュアル」を確認しておきましょう。

救急車利用マニュアル



どのような場合に救急車を呼んだ方がよいか、詳しく記載されています。(「救急車利用マニュアル」総務省消防庁)

## 突然のこんな症状の時にはすぐ**119番!!**

顔



- 顔半分が動きにくい、しびれる
- 笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい
- 見える範囲が狭くなる
- 周りが二重に見える

高齢者



頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 急にふらつき、立っていられない

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 旅行などの後に痛み出した
- 痛む場所が移動する

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 血を吐く

手・足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない

けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 物をのどにつまらせた

事故

- 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合◎  
高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので注意しましょう。

## 迷ったら「かかりつけ医」に相談しましょう!

※発熱等の症状がある場合は、新型コロナウイルスに関する受診・相談センターに電話相談するか、速やかに発熱外来／かかりつけ医／地域外来・検査センターを受診しましょう。

※さらに、119番通報などの判断に迷った時は、お近くの救急相談窓口(＃7119等)にご相談下さい。

※救急車利用マニュアルには、高齢者のほか、おとな、子どもそれぞれの救急車を呼ぶべき症状や救急車の呼び方などが分かりやすく記載されています。

## 救急車の利用を迷ったら

かかりつけ医がいる場合  
小学生以下のこどもの場合

かかりつけ医にご相談ください。

特に、こどもの場合は、症状は年齢などによって様々です。機嫌がよく、辛そうでなければ、慌てずの様子を見たり、かかりつけ医にご相談ください。

受診を迷った場合  
夜間や休日の場合

電話相談窓口などをご利用ください。

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、＃7119(救急電話相談)、＃8000(こども医療相談)や「こどもの救急」等関係Webサイトなど



(都道府県の電話相談窓口や「救急車利用マニュアル」など厚生労働省ポータルサイト)

## 必要なときは救急車を呼ぶことをためらわないでください。